

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 446

平成19年12月3日(月曜日)

## 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

09年1月電子化で株券が消える  
タンス株は証券会社へ預けよう

09年1月から上場企業の株券が一斉に電子化(ペーパーレス化)される。これにより紙製の株券から、権利そのものを株式と呼ぶ傾向が強まるものと見られる。今後、株券は電子化登録で廃止され、株主の情報や権利は証券会社を通じて証券保管振替機構のコンピュータに記録・管理され、自由に売却も可能となる。

このため自宅等に保管してある株券、いわゆるタンス株は証券会社に預けないと自由に売却できず、紙クズ同然に無効となる。日本証券業協会には今年7月現在で1万7000件を超える相談がきている。タンス株は証券会社に預ければ電子化の手続きをしてくれるので「早く証券会社に預けて」と呼びかけている。

09年1月までに株券を証券会社に預けないとその株券(株主データ)は株券発行の上場企業指定の金融機関(信託銀行)の「特別口座」に記録され、この時点で株券は効力を失う。特別口座には株券の名義人が記録され、配当や総会通知はその名義人に行なわれる。売買では新たに口座を開くなどの手続きが必要で、簡単に売却ができないことになる。さらに株券が他人名義の場合や名義書き換えを忘れたケースではもっと面倒な手続きが必要となる。

日証協では、特に相続や贈与により取得された人など「自分の意志で購入した」という自覚や記憶の薄い人はタンス株や貸金庫の再点検、総ざらいを強く勧めている。

近づく年末調整、早めの準備を!  
各種申告書の早めの提出が最重要

今年も年末調整を行う時期が近づいてきた。年末調整の基本的な仕組みは昨年と変わらない。ただし、定率減税が廃止され、また、所得税から住民税への税源移譲に伴い、所得税率が6段階となって年末調整の際に使用する速算表も変更され、さらに住宅ローン控除が受けられなくなる部分がある場合は、その減少分を住民税から控除できるように、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載することとなっているので注意したい。

年末調整を行うためには、12月分給与の支払日の前日までに従業員に色々な書類を提出してもらう必要がある。まず、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者特別控除申告書」がある。また、2007年中に支払った生命保険料や地震保険料を申告する「給与所得者の保険料控除申告書」では、生損保会社が発行する保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になるので申告書とあわせて提出してもらうことになる。年末調整における主なポイントは、年末調整の対象となる人・対象外の人を選別、上記申告書の提出及び記載内容の確認、家族の所得金額を確認させるなどがある。

年末調整のために従業員から提出してもらう書類は色々あり、その記載内容の確認が必要になるので、従業員に早めに知らせ、早めにそろえてもらい、スムーズな年末調整の事務が行えるように心がけたいものだ。

今週のキーワード

タンス株

個人投資家が、自宅や銀行の貸金庫などに保管している株券のこと。「タンス預金」と同じ発想からタンス株と呼ばれる。タンス株は今年3月末時点で150億株(発行済み株式の約4%)あり、株主は延べ200~300万人に上っている。金額換算では25~30兆円にも達するといわれ、証券各社が争奪戦を繰り広げている。電子化は企業の株券発行のコスト軽減(印刷、発送、保管費など)を目的に05年6月に法案が成立していた。電子化で無駄を削り、株主還元が期待されている。